

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 選挙人を誤認させることを意図した行為の禁止

何人も、当選を得又は得させる目的をもって、公職の候補者の身分、職業若しくは経歴、その者の政党その他の団体への所属、その者に係る候補者届出政党の候補者の届出、その者に係る参議院名簿届出政党等の届出又はその者に対する人若しくは政党その他の団体の推薦若しくは支持に関し選挙人を誤認させることを意図した行為をしてはならないものとする。

(第百三十九条の二関係)

第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行すること。
(附則第一項関係)
- 二 適用区分について定めること。
(附則第二項関係)